

第二期島本町環境基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

第1. 目的

この要領は、第二期島本町環境基本計画策定業務の実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものとする。

第2. 委託業務概要

第二期島本町環境基本計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

第3. 提案上限額

5,753,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

第4. 事業者の選定

契約事業者は、第5. 参加資格の条件を満たす事業者を対象とした公募型プロポーザル方式により決定する。

募集は、本町ホームページに掲載することにより公表する。

第5. 参加資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすもの。

- 1 令和5年度において、島本町競争入札参加者選定規程第2条第1項第2号に係る有資格者名簿に登録されている者
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 3 島本町建設工事請負業者指名停止要領に基づく指名停止等の期間中でないこと。
- 4 島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。
- 5 令和6年1月31日現在において、過去5年以内に同種同規模の業務に関する事業の実績があること。
- 6 本業務を実施するにあたり、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。

第6. スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年2月15日（木）
参加表明書等の提出期限	令和6年2月22日（木）17時30分
質問書の提出期限	令和6年2月22日（木）17時30分
質問書回答日	令和6年2月28日（水）
企画提案書等の提出期限	令和6年3月6日（水）17時30分
審査会の実施	令和6年3月19日（火）
選考結果の通知	令和6年3月下旬
委託契約締結	令和6年3月下旬

※各提出様式については、ホームページからダウンロードすること。

町ホームページ <https://www.town.shimamoto.lg.jp>

第7. 選定手続

1 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式 1）
 - イ 誓約書（様式 2）
 - ウ 事業者の同種業務等実績について（様式 3）
 - エ 応募者の事業概要説明（様式自由）
- (2) 提出期限
令和 6 年 2 月 22 日（木）17 時 30 分までに必着
- (3) 提出方法
郵送（書留等のみ）

2 参加資格の確認

参加表明書を提出した者に対しては、令和 6 年 2 月 28 日（水）までにプロポーザル参加資格の有無を書面と電子メールで通知する。

3 質問書の提出

- (1) 提出書類
質問書（様式 4）
- (2) 提出期限
令和 6 年 2 月 22 日（木）17 時 30 分までに必着
- (3) 提出方法
電子メールで提出すること。なお、送信後は到達確認のため、事務局に電話連絡すること。質問書を提出できるのは、参加表明書を提出した者に限る。提出がなかった場合は、質問がなかったものとみなす。
- (4) 回答
令和 6 年 2 月 28 日（水）に本町ホームページに回答を掲載する。

4 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書（様式 5）
 - イ 委託業務全般に関する企画提案書（様式自由）
委託業務全般に関する説明、アピールしたい点などを簡潔にまとめたもの。
 - ウ 参加表明時に提出した「事業者の同種業務等実績について（様式 3）」に記載の業務のうち、任意の 1 以上の業務について、その実績をアピールする書面（様式自由）
 - エ 業務実施体制等を示す書面（様式 6、様式 7）
 - オ 事業実施スケジュール（様式自由）
 - カ 見積書（様式自由。ただし、単価・工数等の積算根拠を示すこと。一式表記は不可。）
- (2) 提出期限
令和 6 年 3 月 6 日（水）17 時 30 分までに必着
- (3) 提出部数
正本 1 部と副本 10 部（計 11 部） ※副本は複写可
- (4) 提出方法
郵送（書留等のみ）

第 8. 審査

別途設置する「島本町環境基本計画策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、選定基準に基づき審査し、最も評価点の高い者を契約候補者とし、次に評価点が高い者を次点者とする。

評価点が同点であった場合は、提案書審査基準に示すうち、「提案内容」の評価点が高いものを契

約候補者とすることとし、その評価点も同点であった場合には、抽選により契約候補者を決定する。

なお、抽選については、審査会の会長が代理抽選を行うものとする。

また、提案事業者が 1 者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価点が 6 割以上であれば契約候補者とする。

提案の採否は郵送で通知する。なお、審査結果は公表するが、審査点数及び不採用提案の企画提案書については公表、問合せ等に対応しないとともに、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和 6 年 3 月 19 日（火） ※時間及び場所は別途通知

(2) 実施方法

- ・事業者ごとに提案内容について 15 分以内でのプレゼンテーションとし、10 分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加提案や追加資料は認めない。
- ・説明者は 3 名までとし、様式 7 に記載の主担当者を含めること。
- ・パソコン・プロジェクタ・スクリーンは町が手配する。
パソコン等を使用する場合、令和 6 年 3 月 14 日（木）までにデータを町に提出すること。

第 9. 辞退

参加表明書の提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。

第 10. 契約

本町は、契約候補者と契約締結の交渉を行うものとする。なお、契約候補者との交渉が不調のときは、次点者と協議を行うこととする。

第 11. 失格又は無効

次に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案上限額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。
また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- (4) 本業務に関して、事務局員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合。
- (7) 参加要件を欠くことになった場合
- (8) その他審査に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合。

第 12. その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (2) 選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (3) 本町は郵便及び電子メール等に関する通信事故及びその結果プロポーザル参加者に生じた不利益については、いかなる責任も負わない。
- (4) 本プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出された書類は、選考を行うために必要な範囲で複写することがある。
- (7) 提出された書類は、情報公開請求があった場合は、本町の「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、提案の採否にかかわらず公開の対象となる。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。

問合せ及び書類提出先

島本町 都市創造部 環境課

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL : 075-962-2863

FAX : 075-961-6298

Mail : kankyoushimamotocho.jp